

ニュージーランド政府向けの当社備蓄原油の融通について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)は、今般、2007年11月5日に発効した日本・ニュージーランド両国政府間の備蓄融通協定に基づき、2010年分の「緊急時に当社の備蓄原油を買い取る権利」をニュージーランド政府に付与する契約を締結しましたので、お知らせいたします。

ニュージーランド政府は、IEP(国際エネルギー計画)協定上の石油備蓄義務量(90日以上)確保のため国際入札を毎年実施し、これまでも海外から、「備蓄原油(石油製品)を買い取る権利」を購入しておりましたが、上記の日本国政府との協定発効により、一昨年以降、我が国の民間企業も本件への入札資格を得たため、当社もこれに応札したものです。

この国際入札において、当社は一昨年・昨年に続き、三年連続で落札したことになります。

この契約により当社は、世界的な石油供給に危機的事態が発生した場合、当社の備蓄原油の一部を、同国の国家備蓄原油として放出(売却)することとなりますが、その対価として、一定のオプション料を受け取るようになります。

当社といたしましては、本件を通じまして、石油備蓄に関する国際協力の一助となればと考えており、将来的には、同様の枠組みがアジア環太平洋地域全体に広がり、同地域のエネルギー市場の安定化に資することを切に期待しております。

【契約締結内容】

1. 期間: 2010年1月1日～同年12月31日(1年間)
2. 油種: オマーン原油
3. 数量: 65,000トン (約76,000キロリットル)

以上